

意見書

平成19年1月22日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしや
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしがいいしや
氏 名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしや
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしや
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうしつこうやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成18年12月22日付け情審通第112号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、NTT東西の「実際費用方式に基づく平成18年度の接続料等の改定」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 施設保全費に占める業務委託拡大について

施設保全費算出のための作業単金自体は、平成17年度の接続料とほぼ同水準(平日昼間・一人当たり・1時間ごと、NTT東 : ▲1.5% / NTT西 : ▲1.6%)となっておりますが、作業単金算出の基礎となる、「施設保全費内労務費合計」及び「施設保全業務稼働要員数」については年々減少している状況です。

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	減少率 H14年度～H17年度
NTT 東日本	施設保全費内労務費合計 (単位:百万円)	35,364	20,021	19,386	10,961	▲69%
	施設保全業務稼働要員数 (単位:人)	4,458	2,718	2,661	1,498	▲66%
NTT 西日本	施設保全費内労務費合計 (単位:百万円)	20,265	11,905	10,941	9,863	▲51%
	施設保全業務稼働要員数 (単位:人)	2,642	1,644	1,518	1,388	▲47%

各年度における「その他費用の算定根拠」(NTT東日本・NTT西日本)より作成

NTT東西の指定設備管理部門における施設保全費の合計及び作業単金自体には大きな変化がないため、「施設保全費内労務費合計」及び「施設保全業務稼働要員数」の減少は、NTT東西における施設保全業務が縮小する一方で、施設保全業務に係る外部業務委託が拡大していることを示しているものと考えます。

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
NTT 東日本	指定設備管理部門における 施設保全費(単位:百万円)	438,109	437,869	414,935	383,561
NTT 西日本	指定設備管理部門における 施設保全費(単位:百万円)	447,025	442,388	439,895	432,598

各年度における「網使用料算定根拠」(NTT東日本・NTT西日本)より作成

しかしながら、外部の業務委託先については、その業務内容の適正性及び効率性に関して全く検証がなされておらず、接続料原価を構成する施設保全費についてその適正性を担保できない部分が拡大していることが懸念されます。

従って、施設保全業務に係る外部業務委託先についても作業単金等の費用情報の開示を行い、施設保全費のうち業務委託費に係る適正性を検証することが必要であると考えます。特に外部業務委託先がNTTグループ子会社である場合には、より詳細な情報開示を義務付けることとし、一定の外部検証を可能とするとともに、NTTグループとして不適切な接続料原価を用いていないことをNTT東西及びグループ子会社において挙証する必要があると考えます。

2. 新規設定接続料へのスタックテスト義務付けについて

今回の接続約款変更においては、以下の機能が新たに実績原価方式に基づき算定されています。

- | | |
|-----------------|----------|
| ・ メディアコンバータ | |
| ・ 地域IP網 | |
| ・ メトロハイリンク | (NTT東のみ) |
| ・ 局外4分岐スプリッタ | (NTT西のみ) |
| ・ 局外8分岐スプリッタ | (NTT西のみ) |
| ・ TDIS登録機能・利用機能 | (NTT西のみ) |

これらの新たに実績原価方式で接続料が算定されることとなった機能については、接続料の適正性を検証することが必要であり、検証のためにスタックテストの実施を義務付けることが適当であると考えます。

また、今般、上述の各機能については、将来原価方式から実績原価方式に基づく算定に移行することから、大幅な低廉化(最大で▲57.5%)を持って申請がなされているところですが、NTT東西においては事前に接続料の減少を予測することが可能です。このとき、NTT東西は当該減少分を見越して営業費用に転嫁する等の、競争事業者にはとれない営業施策をとることが可能なものと考えます。このため、接続料の適正性検証に加え、適正な営業活動が行われていることを併せて検証するために、販促費等の営業費用を原価に加えてスタックテストを実施することが適当であると考えます。

3. 公衆電話接続料に係る効率性確保について

今回の変更案における公衆電話接続料は、NTSコストの移行を加味したとしても、大幅な値上げとなっています。

公衆電話サービスは、ユニバーサルサービスの対象であることから、ユニバーサルサービス基金により費用補填を受けることが可能となっています。このことから公衆電話機能に係る接続料原価については、より高い効率性を追求すること及びその適正性を十分に検証することが必要であると考えます。

NTT東西においては、平成18年11月21日付の情報通信審議会答申及び平成18年8月に実施された行政指導に基づき、公衆電話サービスの収支改善に係る業務内容の調査分析、その内容や費用水準の妥当性検証、費用削減施策の実施が行われているものと考えますが、これらの施策について厳密な外部検証を行っていくことが必要と考えます。

特に、公衆電話の施設保全費においては、その大部分をNTTグループ子会社への業務委託費が占めているものと理解しており、当該子会社の業務内容及び費用情報についても開示を義務付け、業務委託費の費用水準の妥当性についても十分な検証を実施することが必要です。

4. 料金回収手續費の妥当性について

NTT東西の料金回収手續に係る原価は、昨年度と比較し削減がなされているものの、トラヒックの減少に伴い、結果として NTT 東西ともに当該手續費は値上げされ、早くも低廉化の限界が露呈しています。

料金回収に係る全体費用と全体需要から算出する現行の算定方法から、NTT東西が接続事業者の料金を回収することにより追加的に発生する増分費用に基づく算定方法に移行する等、当該手續費の算定方法について抜本の見直しを行うことが必要と考えます。

※ 増分費用に基づく料金回収手續費の算定方法については、下記意見書を参照願います。

ボーダフォン株式会社意見書(平成16年5月17日付)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040524_3_s5.pdf

5. 回線管理運営費の妥当性について

今回の申請において参考として提示された、回線管理運営費を構成するサービス別単金をみると、NTT西の光ファイバに係る当該運営費のみが上昇し、NTT 東西間の光ファイバに係る回線管理運営費の乖離がさらに拡大しています。

本来、NTT東西間で回線管理に係る作業に大きな差異は生じないものと考えられるため、今回NTT西の光ファイバに係る当該運営費のみ単金の上昇が生じ、NTT東西間の乖離が拡大していることに関し、当該運営費のより詳細な算定根拠を開示の上、その原因について検証することが必要であると考えます。

6. 会計制度見直しによる外部検証機能の向上について

今回の申請において、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能などの接続料においても、広い範囲で値上げの申請が行われており、昨年度に引き続き多くの機能・メニューにおいて接続料が値上げ傾向となっています。こうした傾向が、外部からの十分な検証が不可能な状況で継続されることは認められません。このため、会計制度の抜本的な見直しを早急に行い、接続料原価の詳細や NTT 東西間の格差の要因などについて外部からの十分な検証を可能とし、NTT 東西におけるコスト削減や NTT 東西間のヤードスティック競争をさらに促進させることが必要であると考えます。

以上